

# 深谷市 農委だより

2019年3月

No.27



深谷市イメージキャラクター  
ぶっかちゃん



編集  
発行

## 深谷市農業委員会

事務局 〒369-0292 岡2381-1 ☎571-1211(代表)、577-3439(直通)・FAX 585-3520

# 農地転用許可等に関する事務・権限が 深谷市に移譲されます

## ○農地転用許可手続きのフロー



平成31年4月1日から「転用面積が4ha(4万㎡)以下」の農地転用許可申請が、深谷市の許可になります。深谷市の農地転用許可については、深谷市農業委員会を経由し、埼玉県知事が許可を行っていましたが、今後は、4ha以下の農地転用については、深谷市が許可を行います。なお、転用面積が4haを超える申

請や、2市町以上の区域にわたる農地転用は、これまでどおり深谷市農業委員会を経て、埼玉県知事許可になります。

○権限移譲を受ける体制について  
深谷市が権限移譲を受け、地方自治法第180条の2の規定により、農業委員会事務局で補助執行し、深谷市長名で許可書を交付します。

○権限移譲による変更点  
この権限移譲により農地法許可申請(4条・5条で30a以下のもの)の事務手続きの迅速化が図られ、受付締切から許可書の交付までの期間が5日間程度短縮されます。また、添付書類の副本(コピー)が不要になるなど、申請手続きが軽減されます。

項目	平成30年度まで	平成31年度以降
許可予定日	翌月15日前後	翌月10日前後
添付書類	2部(正本及び副本)	1部(正本のみ)
申請書宛先	埼玉県知事	深谷市長

※受付締切は、毎月10日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)で、変更ありません。なお、4haを超える申請の手続きについては、従来どおりです。

## 農業委員会県外研修

平成30年11月21日から22日にかけて、新潟県小千谷市等を視察しました。

小千谷市では、総合産業会館で、小千谷市農業委員会事務局職員より、小千谷市の遊休農地の状況と耕作放棄地再生利用緊急対策事業の実績について説明いただき、その後、平成28年度に3.58haの遊休農地を解消させた「株式会社イチカラ畑」の吉田社長に事業の概要について説明いただきました。

対象農地は1区画5aで家庭用の野菜が作られていた畑でした。山間部にあるため遊休農地となりましたが、国の「耕作放棄地緊急対策交付金」を活用することで、抜根・整地を行い、そば畑として再生させたとのことでした。

その後、現地を視察し、周囲の状況を確認したり、今後の取り組みについて説明を受けたりしました。



## 太陽光発電施設の設置には農地転用許可が必要です!!

昨今、農地(特に不耕作地、遊休農地等)を売買又は賃貸借等をして太陽光発電施設(ソーラー発電)を建設したいという相談が多くなっております。

農地を利用し太陽光発電施設にする場合には、農地法の許可を得る必要があります。太陽光発電施設の設置方法・運用形態によつて、許可条件が異なっておりますので、詳細につきましては農業委員会事務局または農業振興課までご相談ください。

問い合わせ

農業委員会事務局

TEL 048-577-3439

農業振興課

TEL 048-577-3298

## 砂ぼこり対策のご協力について

冬から春先の農閑期にかけては、強風により農地からの砂ぼこりが発生しやすい時期です。風により優良土壌が飛散し、風下の地域へ悪影響を及ぼします。次のような対策で優良土壌の飛散を抑えることができます。

● 中低木・防風ネット、竜のひげの植栽

● 耕運作業を付けた間近まで控える

● 畑かん等で散水し農地の湿潤化を図る

● 緑肥作物(エン麦、ライ麦)の播種

※市では防風ネットの設置補助を行っています。ご協力頂ける方は農業振興課までお問い合わせください。尚、農地の場所等により設置できない場合があります。

問い合わせ 農業振興課・整備係  
(深谷市砂ぼこり対策協議会)  
TEL 048-577-3298



## 有害鳥獣による農作物被害に注意!

近年、鳥獣による農作物被害が確認されています。

被害を抑える対策としては

● 餌となる家庭ゴミ、作物残さを放置しないこと。

● 電気柵で農地への侵入を防ぐこと。

● 耕作放棄地をつくらないこと。(有害鳥獣の隠れ場所となります。)

などが重要とされています。

これらの対策は地域全体での取り組みが必要であり、農作物被害防止のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、電気柵の使用を希望する方は次の問い合わせ先にご連絡いただければ、貸出可能な範囲内で借りることができます。

問い合わせ 農業振興課・農業政策係

(深谷市鳥獣害対策協議会事務局)

TEL 048-577-3298

# 農業者年金で安心・豊かな老後を!!!

## ① こんな方が加入できます!!

国民年金  
第1号  
被保険者  
国民年金保険料  
納付免除者を除く。

年間60日以上  
農業に従事

60歳未満

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事されている方も加入できます。家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者が増えています。

## ② 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

## ③ 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度が節税）
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

つまり生涯を通じて税制上の優遇措置があります

## ④ 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

## ⑤ 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金としてお支払いします。

## ⑥ 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、経営継承など一定の要件を満たせば特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

# 農業者年金Q&A

**Q 保険料の支払い方法は？**

**A** 加入の申込み手続きが完了しますと、被保険者証がご自宅に届きます。届いた月以降、申込みのときに指定された口座から毎月23日（休日の場合は翌営業日）に自動振替となります。保険料のお支払いは、毎月納付する方法と、翌年1年分の保険料を前納する方法があります。前納する場合は申込みは11月15日までで、12月24日に口座振替されます。

**Q 保険料の額を変更するには？**

**A** 保険料の額を変更したいときは、JAの窓口で変更手続きをすれば、2万円から6万7千円の範囲で千円単位で希望する額に自由に変更できます。（ただし、保険料補助を受けているときは自由に変更できません。）

**Q 脱退は自由にできるのでしょうか、脱退した場合は保険料はどうなるのですか？**

**A** 脱退した場合、脱退一時金は支払われません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金としてお支払いします。脱退後も積み立てた保険料の運用状況を毎年6月に基金からお知らせします。

**Q 年金資産の運用はどうしているのですか？**

**A** 農業者年金基金による年金資産の運用は、国内債券を中心に安全性を重視した資産構成により運用しています。定期的に運用の専門家によるチェックも受けています。また、65歳の年金裁定時に、自分の年金原資が支払った保険料の合計額を下回る場合には、危険準備金からマイナス分が補填される仕組みがあります。

**Q 死亡一時金はありますか？**

**A** 80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金額の死亡時の現在価値相当額をご遺族（死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金としてお支払いします。

**Q 他の同種の制度と比べ、新制度のメリットは何ですか。**

**A** 新制度のメリットとしては、積立方式が採用されたことにより、65歳以降に給付される年金等は60歳まで自らが積み立てた保険料をその間の利回りを原資とすることとなったため、加入者受給者比率に左右されず、自分自身の設計で年金を構築できる安定した制度であることや、公的年金の二階建て部分に対し、唯一、国庫補助がある公的年金制度であることがあります。

また、旧制度のように一律の保険料ではなく、また、農業者老齢年金の受給資格を得るための20年の期間要件を廃止することにより、保険料納付済期間が短期間であっても、それに応じた年金を受給できることなど農業者の生涯設計に柔軟に対応できる特徴があります。

**Q 積立方式は、なぜ安全なのでしょうか。**

**A** 平成13年までの農業者年金の財政方式は、賦課方式であり、年金給付に必要な費用を「その時々々の現役世代」の保険料で賄う方式でした。しかし、農村における高齢化の進展等により「その時々々の現役世代」（加入者数）が、受給者数に比べて大きく減少したことに伴い、年金財政が急速に悪化しました。

このため、新制度の財政方式は、積立方式に改正されました。この方式は、将来の年金給付に必要な原資は、予め、加入者「自ら」が積み立てておく方式なので、その時々々の加入者数等に左右されません。

このようなことから、積立方式の新制度は、長期的に安定した制度です。

なお、積み立てられた原資は、安全かつ効率的に運用することにより、その収益も、年金給付の原資となります。

シリーズ新規就農  
バラに可能性を感じて

たなか あやか  
田中綾華さん(25才)

このコーナーでは、深谷市の明日の農業を担う新規就農者を紹介しています。

シリーズ第23回は、大谷地区で平成28年12月から就農された、田中綾華さん【ROSE LABO(株)】にお話を伺いました。

Q これまでの経歴や、農業を始めたきっかけは何ですか？

A 幼少期からバラが大好きで、母親に「食べられるバラがある」という話を聞き、無限の可能性を感じました。大阪のバラ農家さんにて約1年間修行をし、深谷市で新規就農をしました。

現在は、食べられるバラのみ栽培しています。

Q 農業を始めて感じたことや、大変なことはありますか？

A 最初に感じたことは作物(生き物)を育てる喜びと達成感です。非農家だったので慣れない作業なども多々ありましたが、何より毎日少しずつ成長してくれる作物には心から感動しました。命のバトンを目の前にして、もっと早く農業界に関わりたかった!と思いました。

生き物だからこそ、毎日真剣に向き合う事を心がけています。特に農薬不使用で育てているため、少しの変化を見逃すと虫や病気が出てしまうので丁寧に1輪1輪をチェックしています。

また、農業は他業界に比べて原価計算が

複雑だと感じており、しっかりと原価を把握することを心がけています。さらに、市場調査や売り場の配置、トレンド、顧客のニーズを把握して広報戦略や営業スタイル、資料を考えています。

Q 休みの日は、何をしていますか？

A 休日はインプットすることを心がけています。読書をしたり、美術館に行ったり、映画を見て視野を広げようとしています。

また、ジムへ行って体を動かしたり、美容院に行ったり、美容dayにする事も多いです。

Q 将来の夢は何ですか？

A 将来の夢は、食べられるバラを通して世界中の女性を美しく、健康に、幸せにするお手伝いをすることです。

また、22歳で就農をした経験から、次世代に農業の魅力を伝える伝道師になりたいと思っています。しっかりと高品質な作物を栽培し、高付加価値をつけお客様にお届けすることで、サステイナブルな農業が実現できると思っています。

誰かに良い影響を与えられることが私の幸せなので、沢山の方々に「ありがとう」という言葉を頂けるように日々精進します!



編集後記

平成という時代の終わりがすぐそこに迫っております。

遊休農地の解消を考える参考にと、先進事例である新潟県小千谷市の「株式会社イチカラ畑」に視察に行ってきました。視察内容は、今号の記事をご覧ください。今後の農業委員会活動の参考にしていければと思います。

現在の編集委員で発行する農委だよりは、今号が最後になりますが、発行にあたり、これまでご協力いただきありがとうございました。

農委だより編集委員会

- 委員長 橋本 繁穂  
委員 橋本 登 柳 一男  
塚原 昇 秋山 務  
大澤 慶三 石塚 保

訂正とお詫び

前号の委員紹介ページにおいて、『櫛挽』と表記すべきところを『櫛引』と表記してしまいました。大変申し訳ございません。お詫びして訂正いたします。

全国農業  
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS  
新聞  
週刊  
金曜日発行  
月700円、年8,200円  
お申し込みは農業委員会へ